

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和六年六月十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道志度山川線改築工事（徳島県阿波市阿波町東原地内）
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿波市阿波町東原

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
八番二	雑種地	六〇 平方メートル	六〇・四七 平方メートル
			六〇・四七 平方メートル
			決定した土地の面積

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和六年五月三十一日

別記

土地登記記録名義人（亡） 都築 儀一郎 法定相続人

法定相続分十二分の一

小田 陽一 兵庫県川西市けやき坂二丁目五三番地の三

法定相続分十二分の一

福田 敦子 大阪府豊中市北緑丘二丁目一番一四―三〇三号

法定相続分十二分の一

中嶋 大作 兵庫県神戸市灘区福住通五丁目一番八号

法定相続分十二分の一

小田 満 大阪府豊中市北緑丘二丁目一番八―五〇三号

法定相続分六分の一

都築 三重子 大阪府大阪市西区新町一丁目一四番二―一五一〇五号

法定相続分六分の一

松木 サトヨ 京都府京都市西京区大原野上羽町一四三番地一四

法定相続分四分の一

小賀根 繁富 大阪府大阪市福島区大開一丁目一六番六号

法定相続分二十四分の一

高山 良兼 千葉県千葉市美浜区高洲四丁目五番三棟六一二号

法定相続分四十八分の一

小菅 奈々子 東京都足立区西保木間三丁目二二番二二一五〇三号

法定相続分四十八分の一

高山 良太 千葉県千葉市中央区宮崎町四九五番地四八 ロイヤルコーポ壱番館

二〇三号